

フレックスタイム制

清算期間上限が3か月に延長

問 フレックスタイム制を採用しています。改正で、フレックスタイム制の清算期間の上限が3か月に延長されました。

質問に答えましす

答 これまでのフレックスタイム制は、清算期間の上限が1か月までとさ

れていますが、働き方改革に伴う法改正により、2019年4月から、清算期間の上限が3か月まで延長されました。清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制を採用する場合の手続きとしては、内容を就業規則等へ規定、労使協定を締結し、労使協定の内容を所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要になります。

清算期間を延長することで、2か月、3か月といつた期間の総労働時間の範囲内で、労働者の都合に応じた労働時間の調整が可能となりました。

1か月ごとの労働時間が週平均50時間を超えないことが必要であり、繁忙期に偏った労働時間とすることはできません。

フレックスタイム制によるフレックスタイム制を採用した場合、36協定の上限規制はどうに適用を受けますか。

これまでいましたが、働き方改革に伴う法改正により、2019年4月から、清算期間の上限が3か月まで延長されました。清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制を採用する場合の手続きとしては、内容を就業規則等へ規定、労使協定を締結し、労使協定の内容を所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要になります。

清算期間を延長することで、2か月、3か月といつた期間の総労働時間の範囲内で、労働者の都合に応じた労働時間の調整が可能となりました。

1か月ごとの労働時間が週平均50時間を超えないことが必要であり、繁忙期に偏った労働時間とすることはできません。

フレックスタイム制によるフレックスタイム制を採用した場合、36協定の上限規制はどうに適用を受けますか。

これまでいましたが、働き方改革に伴う法改正により、2019年4月から、清算期間の上限が3か月まで延長されました。清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制を採用する場合の手続きとしては、内容を就業規則等へ規定、労使協定を締結し、労使協定の内容を所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要になります。

清算期間を延長することで、2か月、3か月といつた期間の総労働時間の範囲内で、労働者の都合に応じた労働時間の調整が可能となりました。

1か月ごとの労働時間が週平均50時間を超えないことが必要であり、繁忙期に偏った労働時間とすることはできません。

フレックスタイム制によるフレックスタイム制を採用した場合、36協定の上限規制はどうに適用を受けますか。

これまでいましたが、働き方改革に伴う法改正により、2019年4月から、清算期間の上限が3か月まで延長されました。清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制を採用する場合の手続きとしては、内容を就業規則等へ規定、労使協定を締結し、労使協定の内容を所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要になります。

これまでいましたが、働き方改革に伴う法改正により、2019年4月から、清算期間の上限が3か月まで延長されました。清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制を採用する場合の手続きとしては、内容を就業規則等へ規定、労使協定を締結し、労使協定の内容を所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要になります。

1か月ごとに、週平均50時間を超えた労働時間

1か月ごとに、週平均50時間を超えた労働時間

1か月ごとに、週平均50時間を超えた労働時間

1か月ごとに、週平均50時間を超えた労働時間



イラスト・木村武司

②清算期間を通じて、法定労働時間の総枠を超えて労働した時間が時間外労働としてカウントされます。

時間外労働の上限規制について、2019年4月に施行され、2020年4月から中小企業へも適用されています。36協定の時間数が4月210時間、

注意が必要となるのは、①の時間数に該当する時間外労働がなく、②の時間数のみが該当する場合、3か月分の時間外労働がすべて3か月目の時間外労働に該当することになります。例えば、実労働時間の管理が複雑になるため、注意してください。

注意が必要となるのは、①の時間数に該当する時間外労働がなく、②の時間数のみが該当する場合、3か月分の時間外労働がすべて3か月日の時間外労働に該当することになります。例えば、実労働時間の管理が複雑になるため、注意してください。

注意が必要となるのは、①の時間数に該当する時間外労働がなく、②の時間数のみが該当する場合、3か月分の時間外労働がすべて3か月日の時間外労働に該当することになります。例えば、実労働時間の管理が複雑になるため、注意してください。

協定の限度時間の上限は、1か月45時間以内、1年360時間以内、特別条項においても1年720時間以内、休日労働を含め1か月100時間未満、2か月から6か月の平均で80時間以内となります。

協定の限度時間の上限は、1か月45時間以内、1年360時間以内、特別条項においても1年720時間以内、休日労働を含め1か月100時間未満、2か月から6か月の平均で80時間以内となります。

協定の限度時間の上限は、1か月45時間以内、1年360時間以内、特別条項においても1年720時間以内、休日労働を含め1か月100時間未満、2か月から6か月の平均で80時間以内となります。